見直しポイント① 各給付金の支給最低額の一律引上げ

現行制度の課題①

<u>幼いこども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合</u>の遺族に対する給付額が十分ではない



見直し概要

遺族給付金の支給最低額が他の公的給付等制度における支給最低額と同水準になるよう、遺族給付基礎額の最低額を一律に引上げ 同様に障害給付基礎額及び休業加算基礎額の最低額も一律に引上げ

【遺族給付基礎額】現行の最低額 **3,200円** ⇒ <u>6,400円</u>に引上げ

【障害給付基礎額】現行の最低額 **3,600円** ⇒ <u>5,900円</u>に引上げ

【休業加算基礎額】現行の最低額 2,200円 ⇒ 3,200円に引上げ

見直しポイント② 遺族給付基礎額の算定における加算の新設

現行制度の課題②

残された遺族が精神的ショック等から 十分に就労できなくなることなど、<u>犯罪</u> 被害者本人の収入途絶以外にも、経済的 に大きな打撃を受ける実態がある ごとを 踏まえて、給付額の算定を見直すべき



見直し概要

遺族自身に生じる生活上・経済上の負担を緩和するため、収入のみを基礎としていた遺族給付基礎額の算定を見直し、配偶者、子又は父母が受給する場合に、遺族給付基礎額の算定に当たって加算(4,200円)を新設

※ 加算の対象や金額は、一般財源に基づく犯罪被害給付制度で、保険制度の給付水準を超えることがないよう、自動車損害賠償責任保険制度等を参照

※ 犯罪被害により生じた損害の第一義的責任は加害者が負うことを前提に、社会連帯共助の精神により給付するという現行制度の性格や一般財源を引き当てにしていることを踏まえ、給付水準について、他の公的給付等制度との調和・均衡を確保した上で制度を設計



遺族給付金 = (<u>通常の遺族給付基礎額 ※ + 4,200円</u>) × 倍数

(最低額が6,400円に引上げ) (見直しポイント①関係) (新設する加算額)

(見直しポイント②関係)

(※)犯罪被害者の収入を基礎に算定

⇒ これらの見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げを実現

- 制度上最低額となっていた**幼いこどもが亡くなった場合(320万円)等についても、1,000万円を超える**支給が可能に
- 生計維持者が亡くなった場合、<mark>平均的な年収・世帯について、自動車損害賠償責任保険制度と同水準の給付が可能に</mark>
- 見直しポイント②による加算の新設により、支給最低額が引き上がるだけでなく、<mark>遺族給付金全体の支給額が上昇</mark>

見直しポイント①による制度見直し後の各基礎額の最高額と最低額

○遺族給付基礎額(生計維持関係遺族がある場合)

犯罪行為が行われた時 における犯罪被害者の 年齢	最高	高額	最低額			
	現行	見直し後	現行	見直し後		
25歳未満	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円		
25歳以上30歳未満	6,900円	6,900円	6,600円	6,600円		
30歳以上35歳未満	8,600円	8,600円	7,000円	7,000円		
35歳以上40歳未満	9,900円	9,900円	7,600円	7,600円		
40歳以上45歳未満	10,800円	10,800円	7,800円	7,800円		
45歳以上50歳未満	11,600円	11,600円	8,000円	8,000円		
50歳以上55歳未満	12,100円	12,100円	8,200円	8,200円		
55歳以上60歳未満	11,500円	11,500円	7,600円	7,600円		
60歳以上	8,000円	8,000円	5,700円	6,400円		

○休業加算基礎額

犯罪行為が行われた時 における犯罪被害者の 年齢	最高額			最低額			
	現	行	見直し後	現	行	見直し後	
20歳未満		3,200円	3,200円		2,200円		
20歳以上25歳未満		3,800円	3,800円		2,500円	3,200円	
25歳以上30歳未満		4,700円	4,700円		3,100円		
30歳以上35歳未満		5,900円	5,900円		3,600円	3,600円	
35歳以上40歳未満		6,800円	6,800円		3,700円	3,700円	
40歳以上45歳未満		7,400円	7,400円		3,200円	3,200円	
45歳以上50歳未満		7,900円	7,900円		2,900円		
50歳以上55歳未満		8,300円	8,300円		2,900円	3,200円	
55歳以上60歳未満		7,900円	7,900円		2,500円	3,200	
60歳以上		5,500円	5,500円		2,300円		

○遺族給付基礎額(生計維持関係遺族がない場合)

犯罪行為が行われた時 における犯罪被害者の 年齢	最	高額	最低額			
	現 行	見直し後	現行	見直し後		
20歳未満	4,600円	6,400円	3,200円			
20歳以上25歳未満	5,600円	6,400円	3,600円			
25歳以上30歳未満	6,900円	6,900円	4,500円			
30歳以上35歳未満	8,600円	8,600円	5,300円			
35歳以上40歳未満	9,900円	9,900円	5,300円	6,400円		
40歳以上45歳未満	10,800円	10,800円	4,800円	0,400□		
45歳以上50歳未満	11,600円	11,600円	4,300円			
50歳以上55歳未満	12,100円	12,100円	4,200円			
55歳以上60歳未満	11,500円	11,500円	3,600円			
60歳以上	8,000円	8,000円	3,300円			

○障害給付基礎額(障害等級の第4級から第14級まで)

犯罪行為が行われた時 における犯罪被害者の 年齢	最高額			最低額			
	現	現 行 見直し後		矣	現行		見直し後
20歳未満		5,300円	5,90	0円		3,600円	
20歳以上25歳未満		6,400円	6,4	00円		4,200円	5,900円
25歳以上30歳未満		7,900円	7,9	00円		5,200円	
30歳以上35歳未満		9,800円	9,8	00円		6,000円	6,000円
35歳以上40歳未満		11,400円	11,4	00円		6,200円	6,200円
40歳以上45歳未満		12,300円	12,3	00円		5,300円	
45歳以上50歳未満		13,200円	13,2	00円		4,900円	
50歳以上55歳未満		13,800円	13,8	00円		4,900円	5,900円
55歳以上60歳未満		13,200円	13,2	00円		4,200円	
60歳以上		9,200円	9,2	00円		3,900円	

- ※ 「障害給付基礎額(障害等級の第1級から第3級まで)」については、全年代の最低額が、既に5,900円を上回っていることから、変更なし。
- ※ ある年齢層で最高額・最低額が同額の場合、当該年齢層に該当する者については、収入にかかわらず、一律に当該額が基礎額となる。
- ※ 見直しポイント②による加算は、上記最高額の適用を受けない。

遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース

モデルケース1 生計維持関係遺族がない場合①

○ 犯罪被害者 : 男性(6歳、小学生)

○遺 族 : 父(40歳)、母(36歳)、妹(3歳)

○ 受 給 遺 族 : 父母

現行

遺族給付基礎額(3,200円)(※1)

× 倍数(1,000倍) (*2) = 320万円

※1 20歳未満の年齢層の最低額が適用

※2 犯罪被害者に生計を維持されている遺族がいない場合



改正案

遺族給付基礎額(6,400円(*3) +4,200円(*4))

× 倍数(1,000倍) = 1,060万円

※3 引上げ後の最低額が適用(見直しポイント①)

※4 遺族給付金を受給する遺族が父母であることから加算(見直しポイント②)

モデルケース2 生計維持関係遺族がない場合②

○ 犯罪被害者 : 女性(36歳、主婦)

! ○ 遺 族 : 夫(40歳)、息子(6歳)、娘(3歳)

○ 受 給 遺 族 : 夫(配偶者)

現行

遺族給付基礎額(5,300円)(※1)

× 倍数(1,000倍)(*2) = 530万円

※1 35歳以上40歳未満の年齢層の最低額が適用

※2 犯罪被害者に生計を維持されている遺族がいない場合



改正案

遺族給付基礎額 (6,400円(*3) +4,200円(*4))

× 倍数(1,000倍) = 1,060万円

※3 引上げ後の最低額が適用(見直しポイント①)

※4 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算(見直しポイント②)

遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース

モデルケース3 生計維持関係遺族がある場合①

○ 犯罪被害者 : 男性(40歳、会社員、年収500万円)

○ 遺 族 : 妻(36歳)、息子(6歳)、娘(3歳)

○ 受給遺族 : 妻(配偶者)

現行

遺族給付基礎額(9,615.368円)

×倍数(3,091倍)(*1)

= 2,972万1,102円

※1 生計維持関係遺族に8歳未満の遺児が含まれるため、生計維持関係遺族が 3人の場合の倍数2,230に加算

改正案

遺族給付基礎額(9,615.368円 + 4,200円 (×2) × 倍数(3,091倍)

= 4,270万3,302円

※2 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算(見直しポイント②)

モデルケース4 生計維持関係遺族がある場合②

○ 犯罪被害者 : 男性(55歳、会社員、年収550万円)(※1

○ 遺 族 : 妻(52歳)、息子(17歳)(※2)

○ 受 給 遺 族 : 妻(配偶者)

※1 令和5年賃金構造基本統計調査上、男性の平均的な給与額(きまって支給する現金給与額)が最も高額となる年齢層は55歳以上60歳未満であり、年収換算すると550万6,800円

※2 令和4年国民生活基礎調査上、平均世帯人員は2.25人

現行

遺族給付基礎額(10,547.943円)

×倍数(2,010倍)(*3)

= 2,120万1,365円

※3 犯罪被害者に生計を維持されている遺族が2人の場合



改 正 案

遺族給付基礎額(10,547.943円+4,200円(※4))

× 倍数(2,010倍)

= 2,964万3,365円

※4 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算(見直しポイント②)

(参考) 自動車損害賠償責任保険制度における死亡の場合の支給上限額 3,000万円